

省エネルギー性に関する基準 [認定低炭素住宅]

認定低炭素住宅とは、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）」の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅または同法の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅をいいます。

1 認定基準の概要

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準

建築物省エネ法(※1)に規定するエネルギー消費性能に係る誘導基準(※2)を満たすこと

+

建築物省エネ法(※1)に規定する外皮性能に係る誘導基準(※3)を満たすこと

- ※1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)
- ※2 一次エネルギー消費量等級6と同程度
- ※3 断熱等性能等級5と同程度

建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

次の(1)および(2)に適合すること

(1)再生可能エネルギー利用設備が設けられていること

- ・戸建て住宅の場合:省エネ量+創エネ量(再エネ)の合計が基準一次エネルギーの50%以上であること
- ・戸建て住宅以外の場合:再生可能エネルギー利用設備が設けられていること

(2)以下の①～⑨の1つ以上に該当すること

節水対策

① 節水機器の設置(次のいずれか)

ア 節水便器 イ 節水水栓 ウ 食器用洗浄機

② 雨水、井戸水または雑排水の利用設備の設置

エネルギーマネジメント

③ HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の設置

④ 太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備およびそれと連系した定置型蓄電池の設置

ヒートアイランド対策

⑤ 一定のヒートアイランド対策(緑化等)

建築物(躯体)の低炭素化

⑥ 住宅性能表示:劣化対策等級3

⑦ 木造住宅であること

⑧ 高炉セメントまたはフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用

V2H 充放電設備の設置

⑨ V2H 充放電設備の設置(電気自動車に充電可能とする設備を含む。)

または

標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるもの

2 認定低炭素住宅に関する参考情報

- ・低炭素建築物認定制度関連法令等について（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html
- ・認定申請手続について（一般社団法人住宅性能評価・表示協会）
<https://www.hyoukakyukai.or.jp/teitanso/index.php>
- ・建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報（国立研究開発法人建築研究所）
<https://www.kenken.go.jp/becc/index.html>

○技術基準への適合を確認する手続について

「認定低炭素住宅」への適合については、所管行政庁から交付される認定低炭素住宅であることを証する「認定通知書」の写しを検査機関にご提出いただくことにより確認します。